

岐阜市教育大綱

平成 27 年 12 月 28 日
岐阜市長 細江 茂光

1 大綱策定の趣旨

(本市の取り組み)

本市は、資源の少ない我が国において“**人こそが最大の財産**”であると考え、平成18年度に、重点政策の基本方針に「知識社会への転換」を掲げて以来、常に**「教育」を行政経営の中心**に据え、子育て・教育によって選ばれるまちー「**子育て・教育立市**」に向けた取り組みを推進してきました。平成22年度からは、様々な場面で人が主役となり、人を中心とした**「人間主義都市」**の実現を目指し、人への投資を更に加速してきたところです。

具体的には、国に先駆けての小学校における**英語教育**の開始・教科化を端緒に、**理数教育**の充実、**ICT教育**の推進、市立全学校への**エアコン整備**、**岐阜市型コミュニティ・スクール**などを強力に推進してきました。また、究極の教育立市を標榜して、乳幼児から成人前までの全ての子ども・若者、保護者、教員を対象に、あらゆる悩み・不安を総合的・継続的に支援する、**子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”**を設置し、本市の子育て環境の更なる充実に努めてきたところです。これらの**時代を先取りした教育施策**により、現在の本市において、子どもたちのハード・ソフト両面の教育環境は整いつつあると考えています。

(社会情勢)

一方で、私たちの**社会の変化は非常に速く**、米国の学者キャシー・デビッドソン氏が「2011年に米国の小学校に入学した子どもたちの65%は、大学卒業時、今はない職業に就く」と述べるように、**将来の社会は、私たちの予想をはるかに超えたものに様変わり**している可能性が高いと言われます。

こうした変化の激しい時代にあって求められるのは、**自ら、他人と力を合わせて、課題の解決に取り組む意欲と力を身に付けた人財(材)**であり、本市は、常に、こうした人財(材)を育成するための**「次の一手」**を考えいかなければなりません。

(国の動向)

現在、国では、**高等学校・大学教育、大学入試の選抜方法の改革**の検討を進めており、高等学校・大学については、基本的な知識の習(修)得にとどまらず、課題の解決に向けて**主体的に、他人と協働して学ぶ「アクティブ・ラーニング」**の充実が、大学入試については、学力を**多面的・総合的に評価**するための**大学入学希望者学力評価テスト**(仮称)のあり方が議論されています。これに伴い、**義務教育**も大きく変わろうとしており、「**アクティブ・ラーニング**」を前面に出した**学習指導要領の改訂**に向けた作業がなされています。

(大綱の策定)

こうした状況を踏まえ、この岐阜市教育大綱では、教育が**「学び方」を重視**したものに変わりつつある中で、**これから時代を先取りして、子どもたちに変化の激しい社会を生き抜くのに必要な意欲と力を身に付けてもらうための教育**が必要との考えに基づき、以下の**基本方針**を定めました。本市の子どもたちが、こうした意欲と力を身に付け、将来社会を逞しく生き抜いてくれることを望んでやみません。

2 大綱の見直しについて

この大綱の策定後に、社会情勢の変化により、策定時には想定されなかった教育上の課題が新たに生じた場合は、迅速に大綱を見直していきます。

3 岐阜市教育大綱

(1) 基本方針

岐阜市は、地域・保護者の皆様とともに、

「夢と希望に満ちた未来の実現」に向かへ、

果敢に挑戦できる子どもを育みます

基本方針1

自ら学ぶ意欲、個性を磨く意欲を育む

主体性
個性

- 学ぶ意義を理解させ、楽しさを実感させることにより、
自ら積極的に学ぶ意欲、個性を磨く意欲を育みます。

☞ (施策の方向性)

- ▶ 実社会・実生活とつながる学びにより、学びへの興味・関心の芽を見出し
学ぶ意欲を育む。
- ▶ 自らの意思に基づき個性を磨こうとする意欲を育む。

基本方針2

多様な人と協働し、考える力を育む

協働性
思考力

- 知識・技能の習(修)得とともに、
課題の解決に向けて他者と協働し、考える力を育みます。

☞ (施策の方向性)

- ▶ 対話・議論を通じて他者に共感し、多様な考えを尊重する力を育む。
- ▶ 習(修)得した知識・技能を活用して思考する力を育む。

基本方針3

地域・社会と関わる意欲を育む

社会参画意欲
地域への誇り

- 地域・社会の課題に我が事として関わり、
地域・社会をより良くしようとする意欲を育みます。

☞ (施策の方向性)

- ▶ 地域・社会の中での学びを通じて、地域・社会の担い手としての自覚と、
地域・社会をより良くしようとする意欲を育む。
- ▶ 岐阜市の人財(材)・自然を活用し、地域・ふるさとを誇りに思う心を育む。

(2) 実施にあたっての姿勢

基本方針の実施にあたっては、

- ▶ 地域・保護者の皆様との協働を進め、
- ▶ 総合教育会議において定期的に関連施策の成果を検証するとともに、
- ▶ 特に子どもたちの教育に重要な役割を担う「教員の指導力の向上」に取り組みます。

- ▶ この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地方教育行政法」といいます。）第1条の3第1項の規定に基づいて、地方公共団体の長が定めることとされている「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として、岐阜市長が策定した、本市の教育に関する施策の目標や根本となるべき方針です。
- ▶ この大綱の策定に当たっては、地方教育行政法第1条の3第1項の規定により、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項の規定に基づいて、国が策定した教育振興基本計画を参照しました。

【担当】岐阜市教育委員会教育政策課

〒500-8720 岐阜市神田町一丁目11番地

電話番号 (058) 265-3982（直通）